

指導行政のポイント

WGがまとめた“合理的配慮の観点”

菱村 幸彦

さる1月13日、中央教育審議会に設けられたワーキング・グループが「学校における『合理的配慮』の観点」(案)と題する報告書をまとめた。

国・自治体の支援は“基礎的基盤整備”

「合理的配慮」という言葉は、学校関係者にはまだ耳慣れない言葉だが、中教審がなぜ「合理的配慮」の検討を始めたかについては、すでに本紙で解説したので、ここでは繰り返さない。詳しくは、教職研修資料(平成23年11月15日号)をご覧ください。

今回の報告書のポイントは、次の3点である。

第1は、「合理的配慮」の定義を示したことである。報告書は、合理的配慮について「障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」と定義している。

この定義はわかりにくい。わかりにくいのは、障害者権利条約が定める“reasonable accommodation”の定義規定(2条)の翻訳をベースにしているからだ。一言でわかりやすくいえば、「インクルーシブ教育を確保するために、学校等が障害のある子どもに提供する個別的配慮(支援)」ということになるのか。

第2は、「基礎的基盤整備」という考え方を取り入れたことである。障害のある子どもに対する支援としては、すでに国・都道府県・市町村が、法令や予算措置に基づいて、様々な施策を行っている。そこで、これらの支援を「合理的配慮」の基となる「基

礎的基盤整備」と位置づけたわけだ。

例えば、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など多様な学びの場の活用、特別支援教育コーディネーターなど専門性のある指導体制の確保、個別的教育支援計画や指導計画の作成による指導、障害者用教科書の作成・提供、バリアフリーなど施設設備の整備、専門性のある教員や支援員の配置等々である。

これらの環境整備を基にして、設置者や学校は、障害のある子どもに「合理的配慮」を提供することとなる。

一人ひとりのニーズに応じて決定

第3は、「合理的配慮」の観点を示したことである。「合理的配慮」は、一人ひとりの障害の状況や教育的ニーズに応じて決定される。

で、設置者や学校は、児童・生徒の状況を把握し、個別的教育支援計画を策定するなかで、本人や保護者の合意を得ながら「合理的配慮」を決定し提供することとなる。ただし、「合理的配慮」の決定にあたっては、体制面や財政面で、均衡を失したり、過度の負担とならないようにする必要がある。

「合理的配慮」は、新しい概念だが、実態としては、これまでの特別支援教育においても行われてきた。報告書は、従来から行われていることを基に、教育内容・方法、支援体制、施設・設備に分けて、「合理的配慮の観点」として改めて整理した。

ほんの一例を挙げれば、「教育内容」について「学習上または生活上の困難を改善・克服するための配慮」「学習内容の変更・調整」の項目を立て、障害別に配慮の観点を別表で示している。詳細は文科省のHP等をご覧ください。

(ひしむら・ゆきひこ=(財)学習リソース情報研究センター理事長)

本紙は、<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>でも掲載

●1月26日発売! 校長が職務を効率的に進めるための工夫やアイデアを具体的に提示!

校長の仕事術—効率的に職務を進める知恵とコツ

【編集】元兼正浩(九州大学大学院准教授)

A5判 200頁/定価 2310円

研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)